

# GX 戦略地域の公募に関する FAQ

(最終更新：2026 年 1 月 7 日)

## 目次

0. 全類型共通 .....	2
0-1 申請内容は公表されるか。 .....	2
0-2 第2回公募は実施されるのか。 .....	2
0-3 各類型について、選定要件に必須項目や足切り基準はあるか。 .....	2
0-4 各類型の合格件数はどの程度の見込みか。 .....	2
0-5 複数の類型に申請することは可能か。 .....	2
1. コンビナート等再生型 .....	3
1-1 問い合わせを踏まえて今後更新 .....	3
2. データセンター集積型 .....	4
2-1 既に地域内に立地しているデータセンターを「GW 級」の内数に含めて良いか。 .....	4
2-2 一都道府県内で複数の候補エリアについて申請計画書を提出する場合、インフラ以外の項目（産業競争力や脱炭素に関する事項）については都道府県としての計画については同じ内容を記載しても問題ないか。 .....	4
2-3 選定要件に記載された「3年以内の造成」や「半径 10km 圏内」などの定量的な目安は、審査において必須条件となるのか。 .....	4
2-4 データセンター集積拠点として、団地の一部分の区画のみを候補として申請することは可能か。 ....	4
2-5 GX 戦略地域の選定後に、先行的・計画的整備により自治体が確保した電力容量を将来的にデータセンター以外の産業に振り分けることは可能か。 .....	4
3. 脱炭素電源活用型 .....	5
3-1 脱炭素電源設備等の整備支援において、支援対象となる再生可能エネルギー発電設備とは具体的に何を示すのか。 .....	5
3-2 脱炭素電源設備等の整備支援について、電源の整備主体や設置場所に制限はあるのか。例えば、GX 産業団地で活用する電源であって、当該団地外に設置する電源は支援対象になるのか等。 .....	5
3-3 選定要件は総合評価とされているため、例えば要件 5 の「入居企業に対して、脱炭素電源を 100% 活用すること、を要件として課すこと」は必須ではないのか。 .....	5
3-4 要件 5 の「入居企業に対して、脱炭素電源を 100% 活用すること、を要件として課すこと」は、全量が非化石証書の活用でも認められるか。 .....	5
3-5 産業団地整備の期限はあるか。 .....	6
3-6 要件 5 の「入居企業に対して、申請自治体の脱炭素電源を積極的に活用すること、を要件として課すこと」において、申請自治体が市区町村であっても、都道府県内の電源であればこの要件を満たすか。 ....	6

## 0. 全類型共通

### 0-1 申請内容は公表されるか。

(回答) 選定された地域のみ、自治体名や計画の概要等について公表することを想定しています。なお、公募要領に記載のとおり、非公表としている記載事項については、申請書類に明記ください。

### 0-2 第2回公募は実施されるのか。

(回答) 現時点では未定です。

### 0-3 各類型について、選定要件に必須項目や足切り基準はあるか。

(回答) 12/22 の中間とりまとめ資料にお示ししたとおり、外部有識者による審査委員会において、全ての評価項目を総合的に評価した上で、選定することとなります。

### 0-4 各類型の合格件数はどの程度の見込みか。

(回答) 現時点では決まっておらず、外部有識者による審査委員会で審査した上で、決まることとなります。

### 0-5 複数の類型に申請することは可能か。

(回答) 一つの地方公共団体が複数の類型（例：コンビナート等再生型／脱炭素電源活用型）に応募することは可能です。

## 1. コンビナート等再生型

### 1-1 問い合わせを踏まえて今後更新

## 2. データセンター集積型

### 2-1 既に地域内に立地しているデータセンターを「GW級」の内数に含めて良いか。

(回答) 既に建設済み又は着工済のデータセンターは「GW級」の内数には含みません。一方で、着工前で電力申込済みである場合は、その申込済みの電力を「GW級」の内数として申請することが可能です。その際、様式（1）3. 電力インフラの整備に関する事項にて、事業者による申込内容と、これを踏まえて有望地域選定後に自治体として申込を見込む電力容量を御記載ください。

### 2-2 一都道府県内で複数の候補エリアについて申請計画書を提出する場合、インフラ以外の項目（産業競争力や脱炭素に関する事項）については都道府県としての計画については同じ内容を記載しても問題ないか。

(回答) 同じ内容を記載いただくことで問題ございません。ただし、複数エリアについてそれぞれ申請を行う場合は、各申請書の内容に齟齬が無いようお願ひいたします。

### 2-3 選定要件に記載された「3年以内の造成」や「半径 10km 圏内」などの定量的な目安は、審査において必須条件となるのか。

(回答) 12/22 の中間とりまとめ資料にお示ししたとおり、外部有識者による審査委員会において、全ての評価項目を総合的に評価した上で、選定することとなります。

### 2-4 データセンター集積拠点として、団地の一部分の区画のみを候補として申請することは可能か。

(回答) 可能です。当該区画をもって、データセンター集積拠点としての審査を行います。

### 2-5 GX 戦略地域の選定後に、先行的・計画的整備により自治体が確保した電力容量を将来的にデータセンター以外の産業に振り分けることは可能か。

(回答) 今般の先行的・計画的な電力系統の整備については、データセンター集積拠点を形成するために行うものであり、現時点でその他産業のために電力容量を振り分けることは想定しておりません。

### 3. 脱炭素電源活用型

3-1 脱炭素電源設備等の整備支援において、支援対象となる再生可能エネルギー発電設備とは具体的に何を示すのか。

(回答) 申請を行う地方公共団体が、電源開発等における規律確保の観点を確認することを前提に、以下の電源を支援対象とすることを想定しています。詳細については、「GX 戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業」の交付要綱等でお示しします。

風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽光発電（※）

（※）2025年12月23日に「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を踏まえ地域との共生が図られた電源のみを対象とします。発電設備以外の支援対象については、[「GX 産業構造のための GX 産業立地ワーキンググループ」中間とりまとめ p. 47](#) を御参照ください。

3-2 脱炭素電源設備等の整備支援について、電源の整備主体や設置場所に制限はあるのか。例えば、GX 産業団地で活用する電源であって、当該団地外に設置する電源は支援対象になるのか等。

(回答) 自家発自家消費やコーポレート PPA により、GX 産業団地内に電力供給を行う脱炭素電源（発電量や需要量の変動により、GX 産業団地内で消費できずにやむを得ず余剰電力が生じた場合には、GX 産業団地外への売電を認める想定です。）であることを前提に、GX 戦略地域に選定された地方公共団体内（GX 産業団地の内外を問わない）に設置される電源を支援対象とする予定です。なお、電源の整備主体は問いません（地方公共団体、GX 産業団地への進出事業者、PPA 事業者 等）が、民間事業者が整備主体となる場合でも、助成金は選定された地方公共団体を通して活用されることを予定しております。

3-3 選定要件は総合評価とされているため、例えば要件 5 の「入居企業に対して、脱炭素電源を 100% 活用すること、を要件として課すこと」は必須ではないのか。

(回答) 外部有識者による審査委員会において、全ての要件を総合的に評価していくこととなります。なお、脱炭素電源の活用については、GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループでの議論のとおり、GX 産業団地の根幹となる要件であると考えております。

3-4 要件 5 の「入居企業に対して、脱炭素電源を 100% 活用すること、を要件として課すこと」は、全量が非化石証書の活用でも認められるか。

(回答) 電力量の全量が非化石証書の活用を前提とした計画も、選定要件 5 における「脱炭素電源を 100% 活用すること」として認められます。詳細は「提出様式（1） 脱炭素電源活用型 GX 戦略地域計画申請書」p. 8 を御参照ください。ただし、選定要件に記載のとおり、

自家発電・PPAを積極的に活用するものがより評価される点に御留意ください。

### 3-5 産業団地整備の期限はあるか。

(回答) 期限は設けておりませんが、選定要件においては「団地整備に向けて、総事業費を踏まえた資金調達計画等の内容を含む実現可能な計画を策定できること」としており、実現可能性の高い計画を御提出いただきますようお願ひいたします。

### 3-6 要件5の「入居企業に対して、申請自治体内の脱炭素電源を積極的に活用すること」を要件として課すことにおいて、申請自治体が市区町村であっても、都道府県内の電源であればこの要件を満たすか。

(回答) 申請者が市区町村のみの場合は当該市区町村内に立地する電源のみが、都道府県が共同申請者となる場合には当該都道府県内に立地する電源が本要件の対象となります。